

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期） 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間3年以上で複利方式の場合は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>以下略</p>	<p>(I) 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむを得ないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間3年以上で複利方式の場合は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>以下略</p>
<p>(II) 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間3年以上で複利方式のものは、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>	<p>(II) 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間3年以上で複利方式のものは、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</u></p> <p>以下略</p>